



老老発第0331001号  
平成18年3月31日

各 

都道府県
指定都市

 介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について

要介護認定の具体的な運用方法については、別途「要介護認定等の実施について」（平成18年3月17日老発第0317001号厚生労働省老健局長通知）において通知したところであるが、今般別添のとおり、「認定調査票記入の手引き」（別添1）、「主治医意見書記入の手引き」（別添2）及び「特定疾病にかかる診断基準」（別添3）を定め、平成18年4月1日より適用することとしたので通知する。

また、本通知の施行に伴い、「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」（平成15年3月24日老老発第0324001号厚生省老健局老人保健課長通知）は廃止する。